選考審査の手順について（案）

資料8

1．書類審査

提出書類の説明

◇事務局から提出書類の内容について説明

選考審査表（仮審査用）

◇法人の提出書類を「選考基準」に基づき審査して、「選考審査表（仮審査用）」に採点を記入する
◇不明な点等は適宜質問をして、専門分野の委員や事務局が意見や見解を述べる

選考審査集計表（仮集計）

◇選考審査表（仮審査用）により各委員の採点を仮集計し、配付する
◇意見交換（不明な項目や基準点を満たしていない項目などについて）※一覧にまとめてプレゼンテーションの際、法人に確認する
◇必要があれば「選考審査表（仮審査用）」を修正する

2．プレゼンテーション

選考審査表（仮審査用）

◇プレゼンテーション終了後に採点し、各委員は選考審査表（仮審査用）に記入する
◇プレゼンテーションの聴取により、記入済みの他の項目の採点も修正可能

選考審査集計表（仮集計）

◇選考審査表（仮審査用）により各委員の採点を仮集計し、配付
◇意見交換

3．運営法人の選考（決定）

選考審査表（本審査用）

◇選考審査表（本審査用）に採点

選考審査集計表

◇委員の採点を集計し、配布
◇選考審査集計表に基づき、以下の3つの条件をすべて満たしていることを条件に法人を決定する※意見がある場合は、報告書に付帯意見としてまとめる
①基準点合計（210点以上）を満たしている
②各委員の総合計を集計した結果、総合計が最も高い法人（例：甲法人）
③委員ごとに総合計を比較し、最も多くの委員が「甲法人」に最も高い点をつけた（選んだ）場合
ただし、総合計が同点の委員は、「甲法人」を選んだものとする。また、委員数が同数の場合も、「甲法人」を選んだものとする。

条件を満たしている場合

法人決定

条件を満たしていない場合

主に乖離の大きい項目を中心に意見交換を行った後に、運営法人の再選考

事例　ケース1（応募数が2法人の場合）

法人	甲（390）	乙（370）
最も高い点をつけた委員数	3	2

最も多くの委員が甲法人を選出

事例　ケース2（応募数が3法人の場合）

法人	甲（380）	乙（370）	丙（350）
最も高い点をつけた委員数	2	2	1

4．報告書

報告書

◇審査結果や付帯意見を報告書としてとりまとめる